

農 林 水 産

財務省

2022年10月19日

1．食料安全保障について

2．米政策の現状と課題

3．その他

食料安全保障について

- 食料安全保障の定義・あり方等は様々な場で議論されているが、改正に向けて議論が開始された現行の食料・農業・農村基本法においては、食料の安定的な供給について、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入・備蓄を適切に組み合わせることにより確保することとされている。
- また、同法において、不測時には、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずることとされている。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（食料の安定供給の確保）

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（望ましい農業構造の確立）

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

骨太の方針における食料安全保障の位置づけ

経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）抜粋

（4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。**今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。**

食料安全保障（国連食糧農業機関（FAO））

食料安全保障について、『全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況』と定義されているが、食料危機等に直面している国が念頭。

食料安全保障を考える際の視点

- 今後、食料安全保障のあり方等を検討する際、品目ごとのリスクやその発生頻度、顕在化した場合の影響等を踏まえ、どのような不測時に、最低限度必要となる食料等として、何をどの程度確保する必要があるか、また、厳しい財政状況の中、平時にどこまで確保している状態とすべきか、比較優位の原則や優先順位も考慮しながら検討する必要。
- こうした観点から、特に米政策を中心に、非効率な従来の施策を見直しつつ、真に食料安全保障の強化に資する施策か、財源とセットで検討する必要。
- なお、備蓄については、民間在庫もある中、需要や国民負担を勘案しながら、対象や規模を考える必要。

日本の食料供給に関する国内外の様々なリスク

一時的・短期的に発生するリスク

生産面

【国内・海外共通】

- **大規模自然災害や異常気象**
- 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫（豚熱の発生）
- **新型コロナウイルスのような新たな感染症**
- 食品の安全に関する事件・事故

流通面

【国内・海外共通】

- **新型コロナウイルスのような新たな感染症**

【国内】

- 食品等のサプライチェーンの寸断

【海外】

- **港湾等での輸送障害**
- **輸出国*等における紛争・政情不安・テロ**
- **輸出国における輸出規制**
- 輸出国-輸入国*間等の貿易上の障害の発生
- **為替変動**
- 石油等の燃料の供給不足

既に顕在化しつつあるリスク

生産面

【国内・海外共通】

- 地球温暖化等の気候変動

【海外】

- **肥料（養殖用飼料）需給の逼迫**
- 遺伝資源の入手困難
- 水需給の逼迫
- **単収の伸び率の鈍化**
- 水産資源の変動

需要面

【海外】

- 人口増加に伴う食料需要増加
- バイオ燃料向け需要の増加
- 新興国との輸入の競合

*海外におけるリスクの「輸出国」及び「輸入国」は、世界の穀物等の貿易における主要輸出国及び主要輸入国をいう。

日本の農産物備蓄の概要

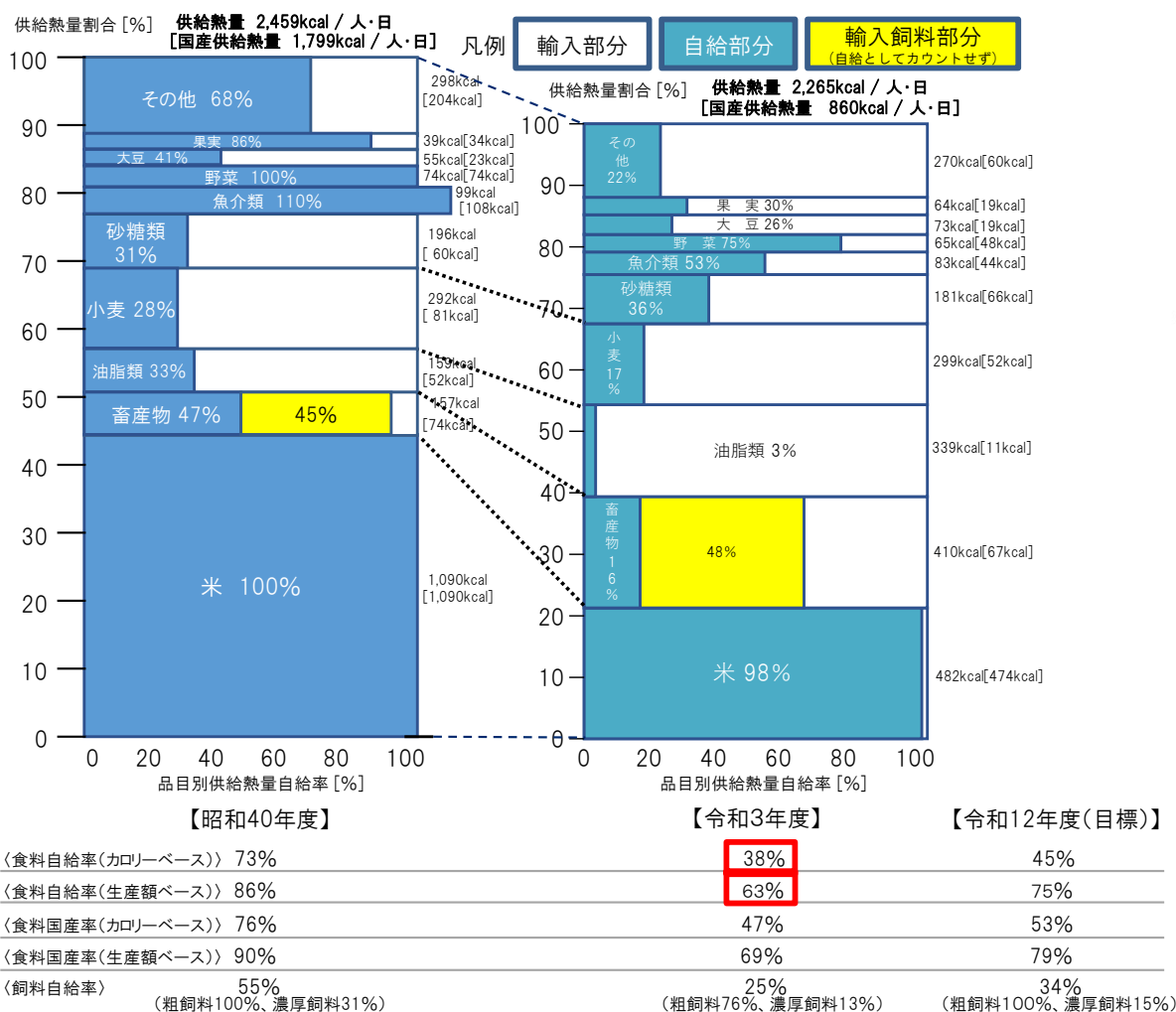
品目	概要	(参考) R4予算額
米	適正備蓄水準を100万トン程度(※)とし、年間約20万トンを新規に備蓄 (※)10年に1回の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準（現行方式を採用した平成13年当時の主食用米の需要量は約900万トン（現在約700万トン））	4 7 8 億円 〈買入費〉
食糧用小麦	外国産食糧用小麦の需要量の2.3ヶ月分(※)を備蓄 〔国家備蓄として、製粉企業等が需要量の2.3ヶ月分を備蓄した場合に、1.8ヶ月分の保管経費を助成〕 (※)輸入国からの供給が止まった場合、他の地域から新たに調達するのに約4.3ヶ月必要であるところ、既に日本向けに海上輸送中等の2ヶ月分を差し引き、2.3ヶ月分を備蓄している。	4 5 億円 〈保管経費〉
飼料穀物	1 0 0 万トン程度を備蓄 〔配合飼料メーカー等が事業継続計画に基づいて実施する飼料穀物の備蓄に対し、その費用の一部（2.5万トン分※）を助成 （※75万トンの保管経費の約1／3を助成）〕	1 8 億円 ※ 備蓄経費の他、配合飼料の緊急運搬、飼料流通の効率化に資する実証に係る支援等が含まれる。

（出所）農林水産省「食料の安定供給に関するリスク分析・評価」（令和3年1月）より作成

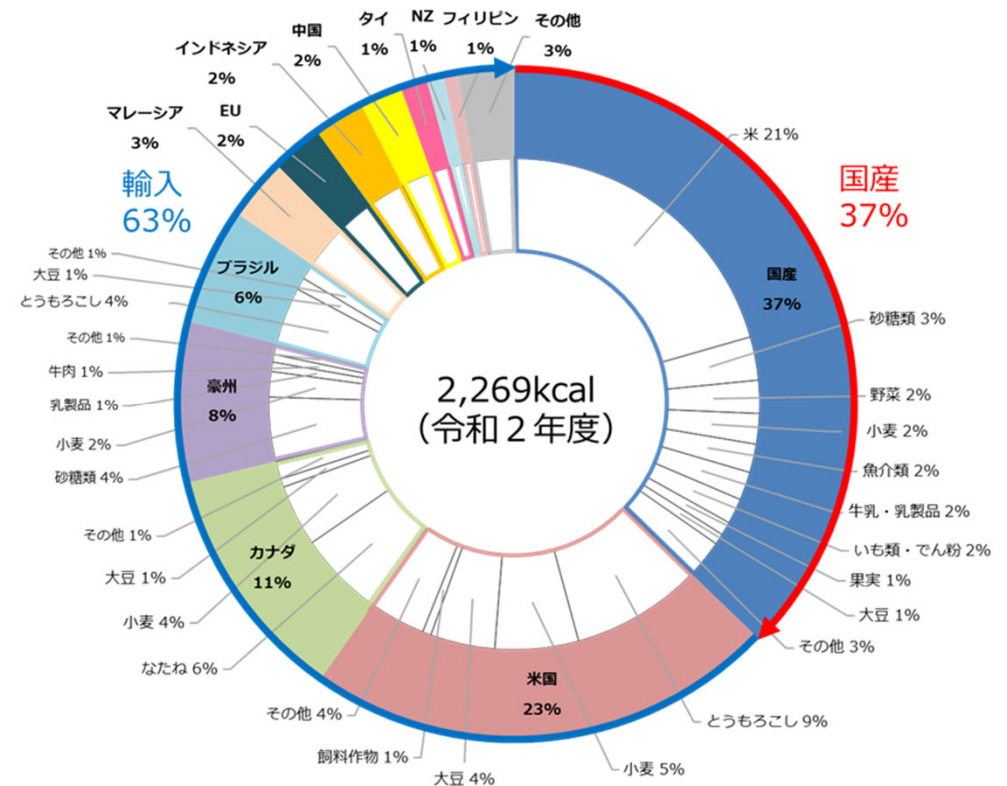
【参考】食料自給率について

- 食料・農業・農村基本法に規定されている食料自給率については、国民の多様な食生活や嗜好に左右されるものであること、政治経済的に良好な関係の国からの輸入が大宗であること、輸入農産物を国内で自給するには国内農地面積の2倍は追加が必要と考えられ非現実的であることなどに留意する必要。

日本の食料消費構造と食料自給率の変化



日本の供給カロリーの国別構成



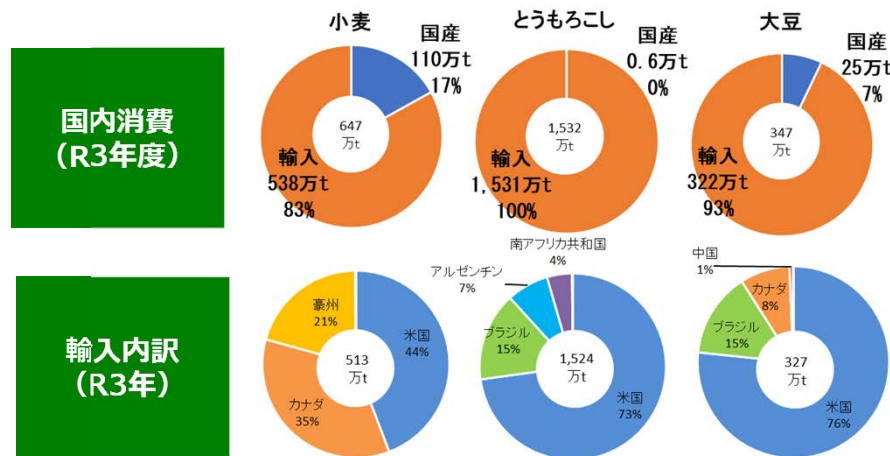
(出所) 農林水産省「食料の安定供給に関するリスク検証(2022)」

(注) 食料自給率・食料国産率は、大宗を輸入に依存している
肥料原料・エネルギー資源について輸入に支障がない前提と
なっており、また結果的に食品ロスとなる分も含めたもの。

食料安全保障上のリスク①（小麦・大豆・とうもろこし等の主要穀物等の輸入依存）

- 国内で消費される主要穀物等のうち、小麦の約 8 割、大豆の約 9 割、また、畜産物の生産に不可欠なとうもろこしのほぼ全量が輸入に依存。国際価格は、新興国の畜産物消費の増加やウクライナ情勢等により、高い水準で推移。
- **良好な関係の国からの輸入が大宗であることなどを踏まえつつ、輸入と備蓄の観点から、不測時に最低限度必要となる品目・量等について検討する必要。国内生産を増やす際には、単収増、大区画化・畑地化、耕地利用率向上等を図りつつ、過剰作付けの飼料用米から、輸入に依存した小麦・大豆などの品目へ転換する必要。**

主要穀物等の国内消費に占める国産・輸入割合



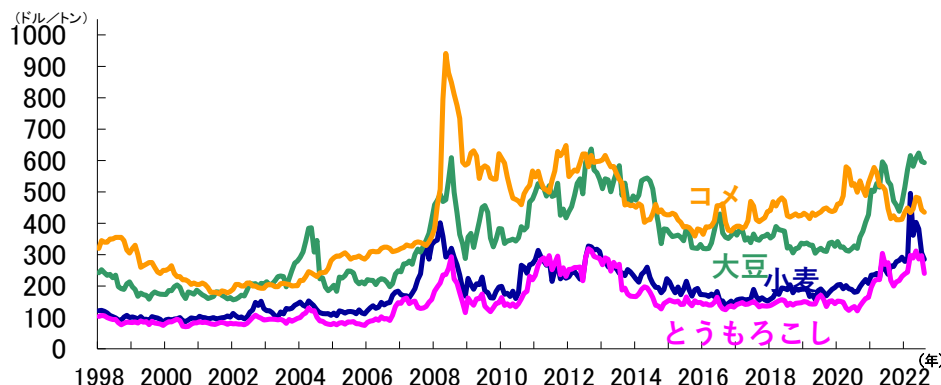
飼料自給率の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3 (概算)	R12 (目標)
全 体	26%	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	25%	34%
粗 飼 料	77%	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	100%
濃厚飼料	12%	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	15%

※「粗飼料」・・・乾草、サイレージ、牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料（稲WCS）、放牧利用、稲わら、野草（林間地等）

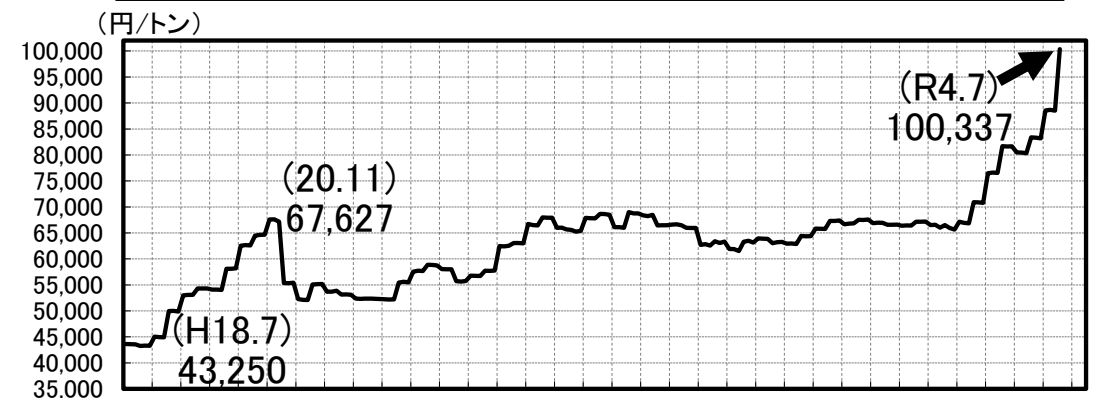
※「濃厚飼料」・・・穀類（とうもろこし、飼料用米等）、エコフィード（パンくず、豆腐粕等）、糠・粕類（フスマ、ピートパルプ、大豆油粕、菜種油粕等）

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）



（注）シカゴ商品取引所の各月第 1 金曜日の期近終値の価格である。
過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

配合飼料工場渡価格の推移



（出所）（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」

食料安全保障上のリスク②（肥料等の生産資材の輸入依存）

- 化学肥料原料については、国内での自給が困難であり、特定の国への依存度が高く、ほぼ全量を輸入に依存。国際価格は、燃油価格も含め、ウクライナ情勢等により、高い水準で推移。
- 調達途絶によるリスクも考慮し、「みどりの食料システム戦略」を踏まえた**化学肥料使用量（2030年▲20%、2050年▲30%）の一層の低減、下水汚泥・堆肥等の未利用国内資源の有効活用、化学肥料原料の調達先国の転換・多様化、不測時に最低限度必要となる品目・量の備蓄等の検討が必要。**

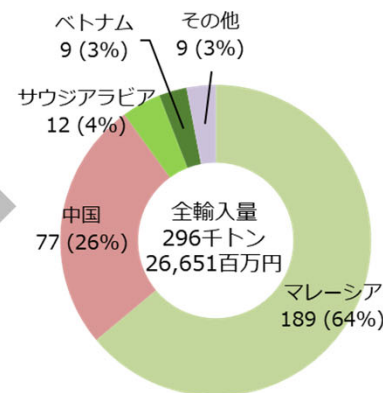
肥料原料の自給・輸入の状況（2021肥料年度）

※ 肥料年度（7月～6月）

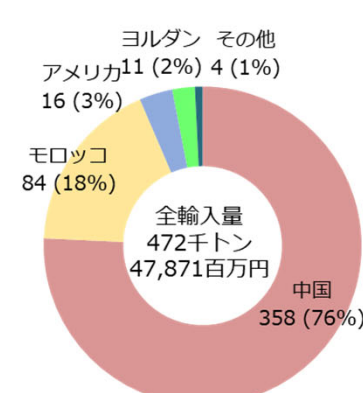
種類	自給状況
尿素	約 5 %
りん安 (リン酸アンモニウム)	ほぼ全量を輸入
塩化加里 (塩化カリウム)	ほぼ全量を輸入



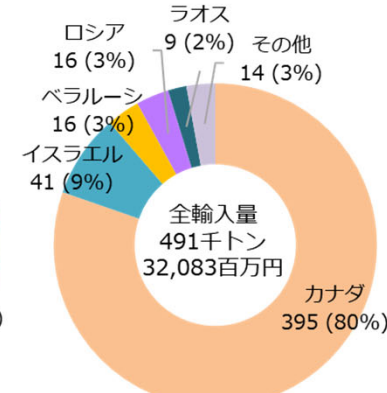
尿 素 (N)



りん安 (N・P)

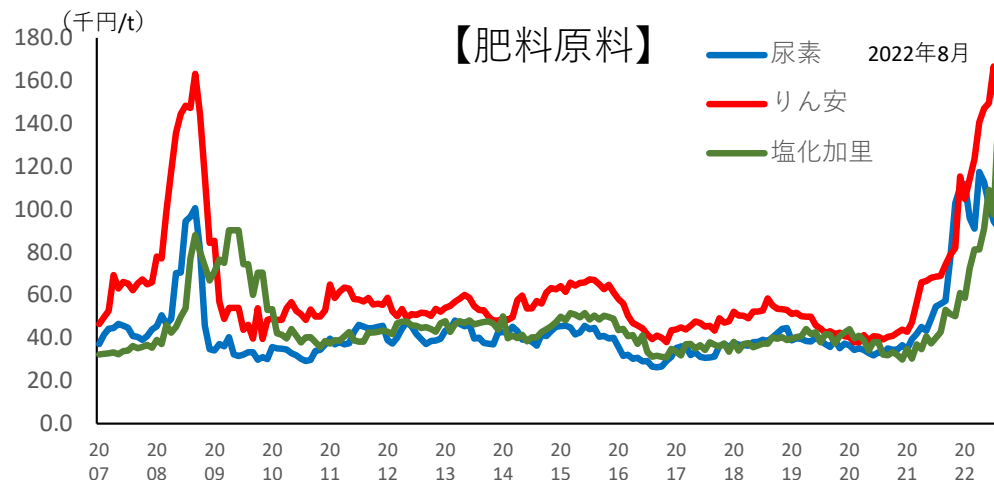


塩化加里 (K)



（出所）財務省「貿易統計」等を基に作成

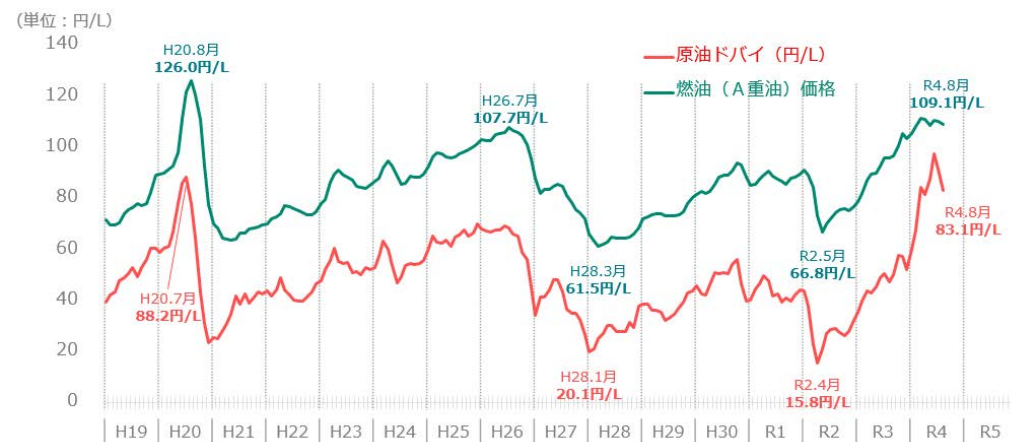
国際価格の動向



（注）農林水産省調べ

財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

【原油・A重油】



（出所）農林水産省「農産物価統計調査」、International Monetary Fund、Organization of the Petroleum Exporting Countries

【参考】具体的な対応の例①（肥料の国内資源の活用等）

- 輸入に依存する肥料原料について、費用対効果を見極めつつ、下水汚泥・堆肥など未利用資源の肥料利用を拡大することにより、国際価格の影響を受けにくい生産体制を目指すことが考えられる。

（参考）下水汚泥の肥料利用は約 1 割にとどまる（大半が焼却・埋立処理）。

- 燃油についても、施設園芸等における依存度を下げ、経営の安定を図る観点から、ハウス栽培におけるエネルギー効率の向上等を図っていく必要。

下水汚泥の活用事例

① 回収リンの肥料利用（神戸市）

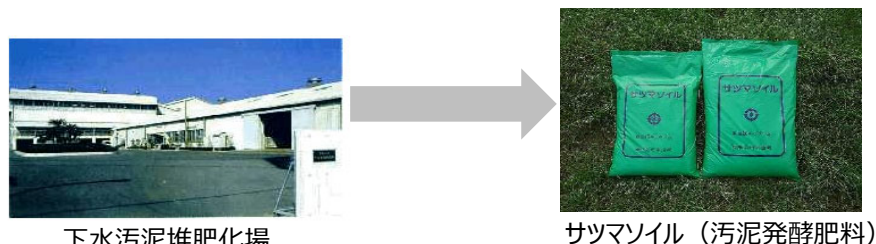
下水汚泥から純度の高いリンを回収し、配合肥料の原料として活用。



（出所）国土交通省「下水道資源の農業利用促進にむけたBISTRO下水道事例集」等より抜粋

② 汚泥コンポストでの利用（鹿児島市）

脱水した下水汚泥を稲わら等とともに発酵させ、堆肥化。

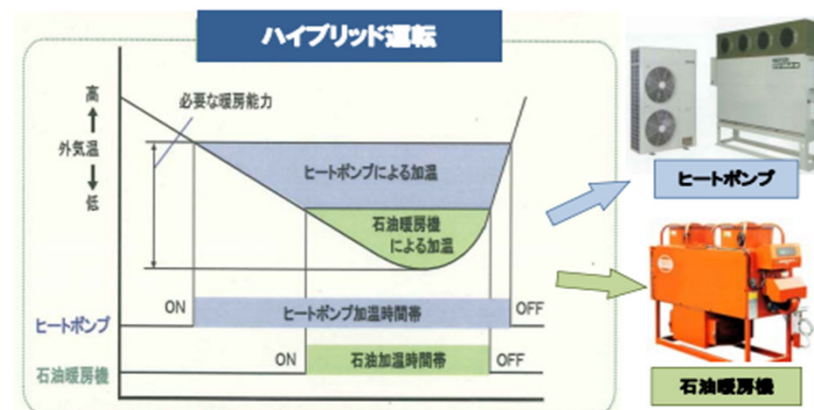


（出所）鹿児島市HP

施設園芸におけるエネルギー効率の向上事例

① ヒートポンプと燃油暖房機の併用

ヒートポンプ（外気の熱を圧縮・高温化）を優先して運転し、室温維持が困難となる低温時に燃油暖房機と併用することにより暖房効率を向上。



（参考）ハイブリッド方式の運転イメージ

② 省エネ機器の導入と合わせた保湿性や温度管理の技術向上

内張カーテンの展張・多層化や、保湿性の高い被覆資材の利用等により温室内の保湿性向上を図るほか、循環扇の利用による温室内の温度ムラの改善、多段式サーモ装置の利用による温度調整により省エネ化。



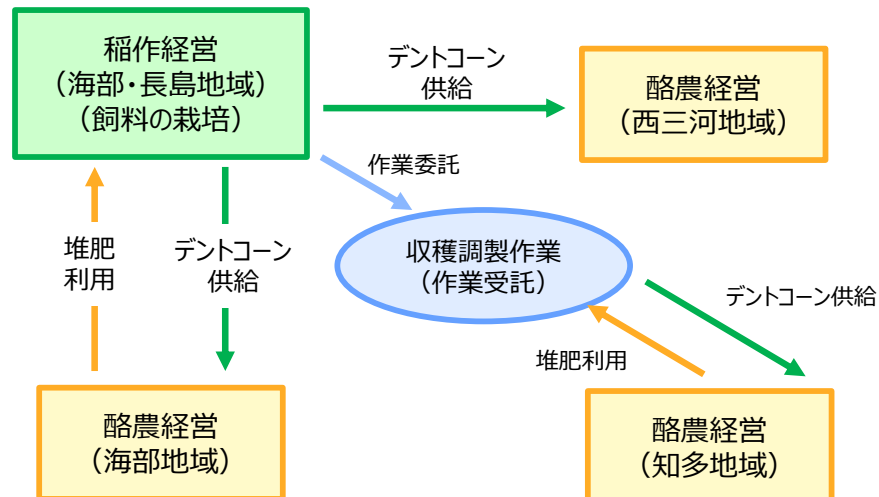
【参考】具体的な対応の例②（耕畜連携による飼料作物の活用）

- 地域における耕畜連携により、畜産・酪農から供給される堆肥を耕種農家が肥料として利用する一方、耕種農家が生産したデントコーンや稲わらなどの飼料を畜産農家・酪農家が活用する地域内循環の事例が見られる。
- 輸入に依存する肥料・飼料原料を地域内で安定的に確保することにより、品質の向上や国際価格の影響を受けにくい生産構造の確立が期待される。

耕畜連携の事例（愛知県海部地域・三重県長島地域）

- 稲作経営と酪農経営において、通年安定供給を目指し、栽培地域や栽培時期を分散させ、デントコーンサイレージの生産・供給と、酪農経営の堆肥が相互に利用する連携体制を構築。
※収穫調製作業は専用機械を所有している業者に委託。
- 堆肥・飼料の安定供給が可能となったことに加え、飼料生産者による生産履歴の記録や飼料成分分析による品質管理が可能となり、乳質等の向上にもつながっている。

（参考）地域の協力関係の概要



耕種農家



堆肥利用



飼料収穫機械による収穫調製作業

堆肥供給

飼料供給

酪農・畜産農家



採食風景



開梱したデントコーンサイレージ

1. 食料安全保障について

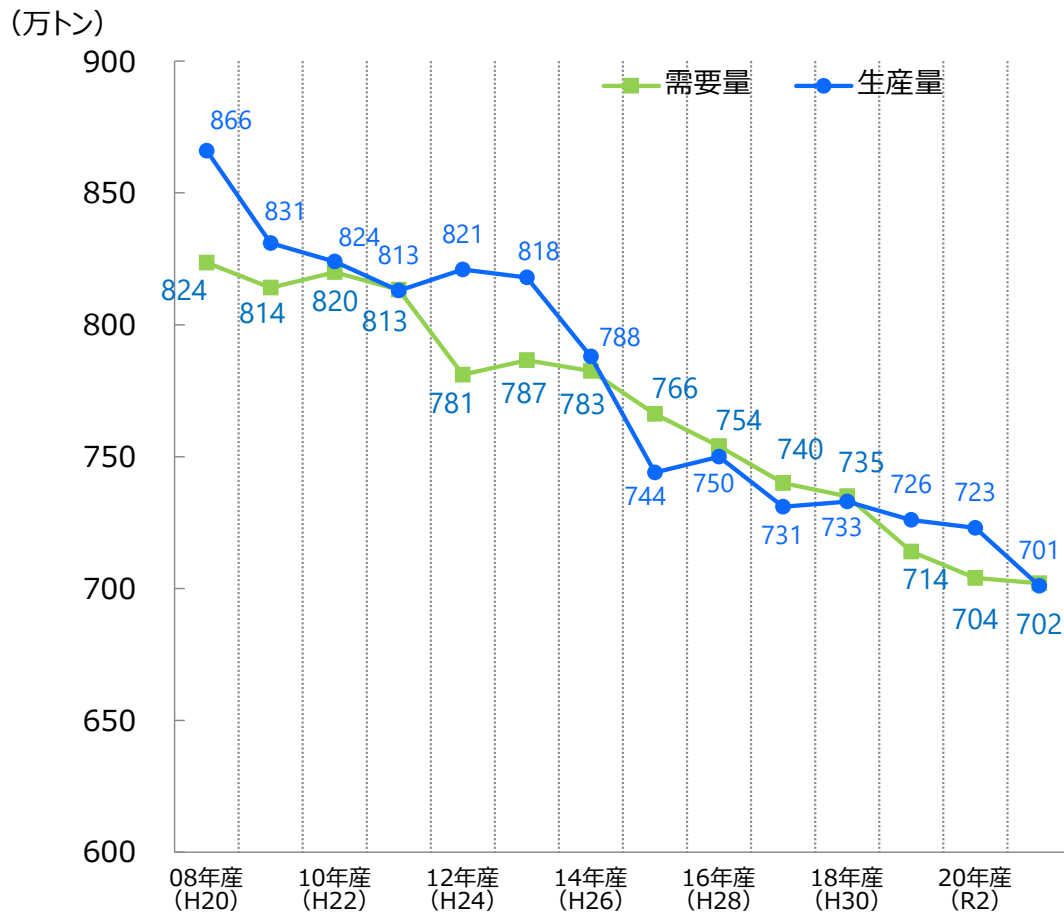
2. 米政策の現状と課題

3. その他

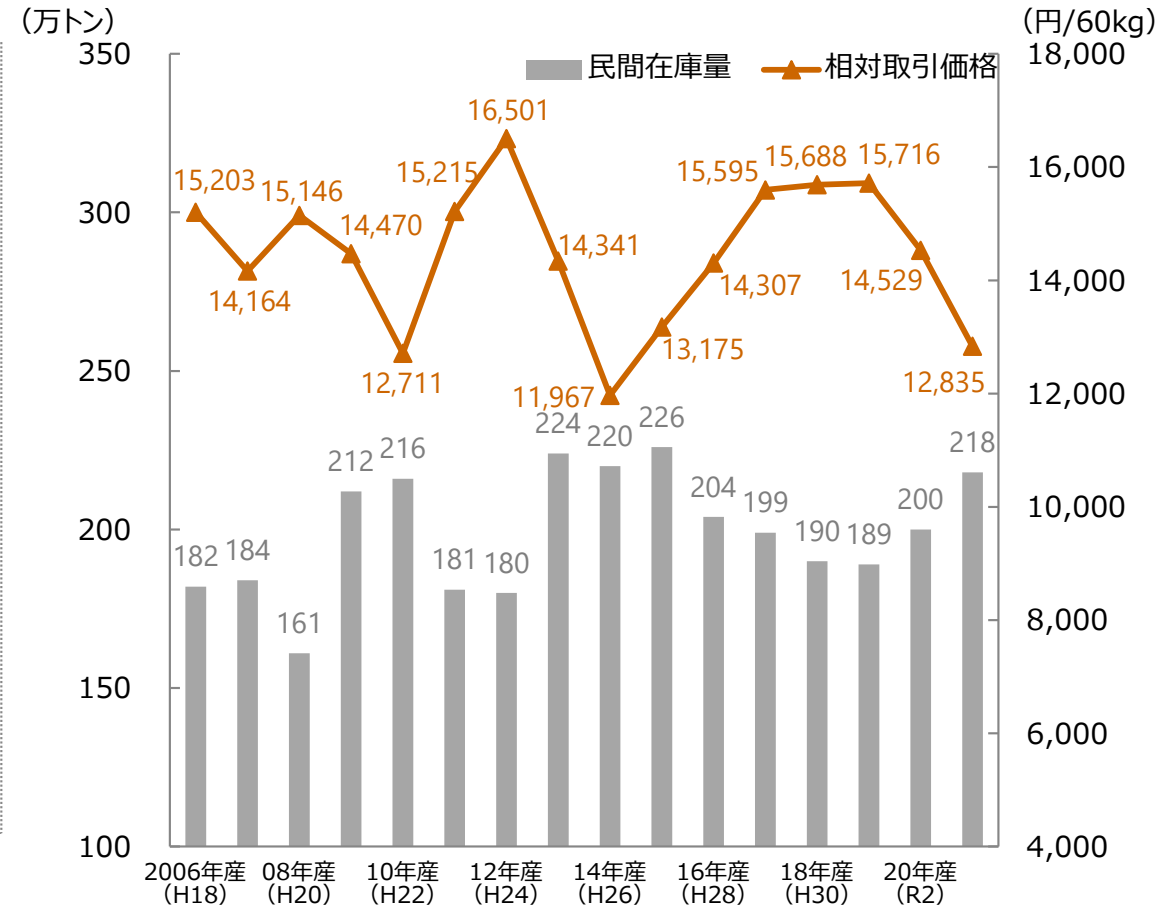
主食用米の需要と価格動向

- 主食用米の需要は、食生活の変化や少子高齢化等により中長期的に減少傾向（▲10万 t /年）。
- 主食用米の価格は需給状況を反映した民間在庫量に大きく影響を受け、在庫増加時には価格下落、在庫減少時には価格上昇を伴う傾向にある。

1. 主食用米の需要量と生産量の推移



2. 主食用米の相対取引価格と民間在庫量の推移



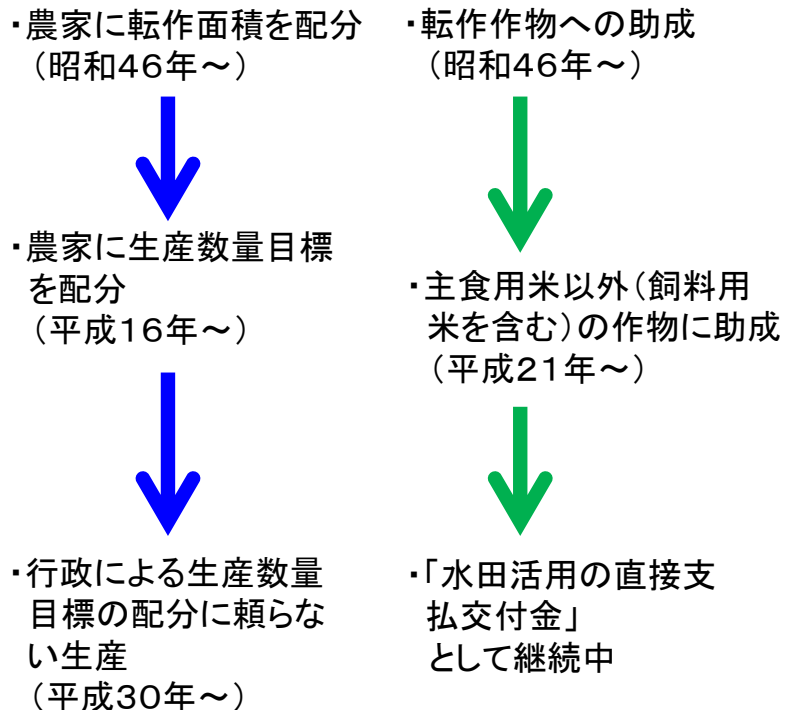
(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

(注) 相対取引価格は、通年平均価格（当該年産の出回り～翌年10月（2021年産は2022年8月までの速報値））。

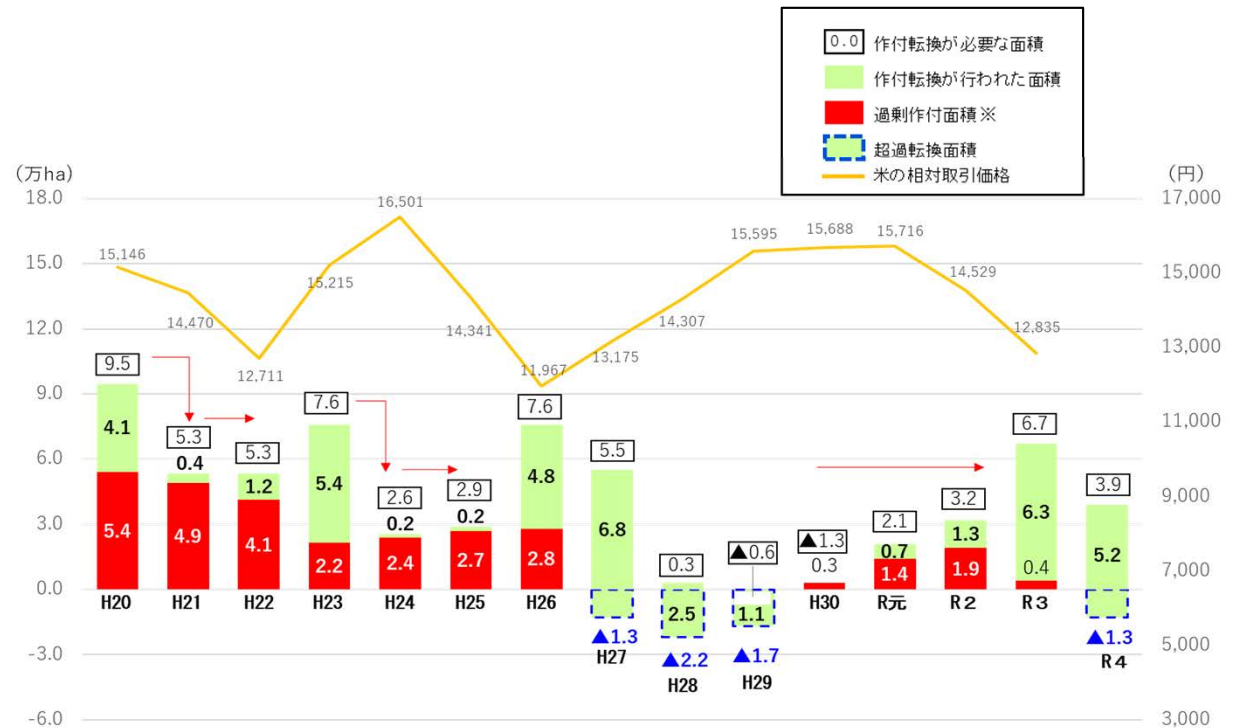
米政策の現状

- 主食用米については、価格の安定を目的として、国が、平成15年（2003年）までは転作面積を、平成16年（2004年）から平成29年（2017年）までは生産数量目標を配分し、需給バランスの調整を図ってきた。
- しかし、「転作」は一年限り（翌年以降の作付を拘束しない）であり、また、追加的な作付転換が進まず、需要に対して過剰な主食用米の生産が続くと、在庫が増加して米価が下落し、作付転換を進めると米価が回復する、というサイクルを繰り返してきた。
- 平成30年（2018年）以降、農業者の自主的な経営判断による「需要に応じた生産・販売」に移行したが、「水田活用の直接支払交付金」による転作支援が続くなか、こうしたサイクルは変わっていない。

生産調整、転作助成の経緯



主食用米の作付転換面積の推移（平成20年産以降）



（注）平成22年度から開始した「米の直接支払交付金」は、平成30年度から廃止。

（注1）平成30年産以降は生産数量目標の配分を廃止したため、基本指針で示される生産見通しと主食用米の作付実績から試算。
（注2）相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（3年産は令和4年8月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（3年産は速報値）。

水田活用の直接支払交付金をめぐる状況

- 「水田活用の直接支払交付金」による主食用米からの転作支援の交付金単価は、主食用米との所得差が生じないようにすることを基本に設定され、特に飼料用米の作付へのインセンティブが高い状況。
- また、転換作物としての小麦や大豆については、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）に加えて、本交付金による支援を受けており、同じ作物を畑地で栽培する場合（ゲタ対策のみ）に比べ手厚い支援がなされている。
- 米価の変動によるところもあるが、**主食用米との所得差が乖離している状況を踏まえ、需要に見合った農産物の生産に資するよう、交付金単価の見直しが必要**。また、**主食用以外の米については、生産性の向上や農地の有効活用などのためにも、多収品種・直播栽培の導入状況により、交付金単価に差を設ける検討が必要**。

水田活用の直接支払交付金（令和4年度）の概要

1. 国が全国共通の単価を設定する枠（戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a
WCS用稲（稲発酵粗飼料）	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a （多年生牧草について収穫のみを行う年は1万円/10a）

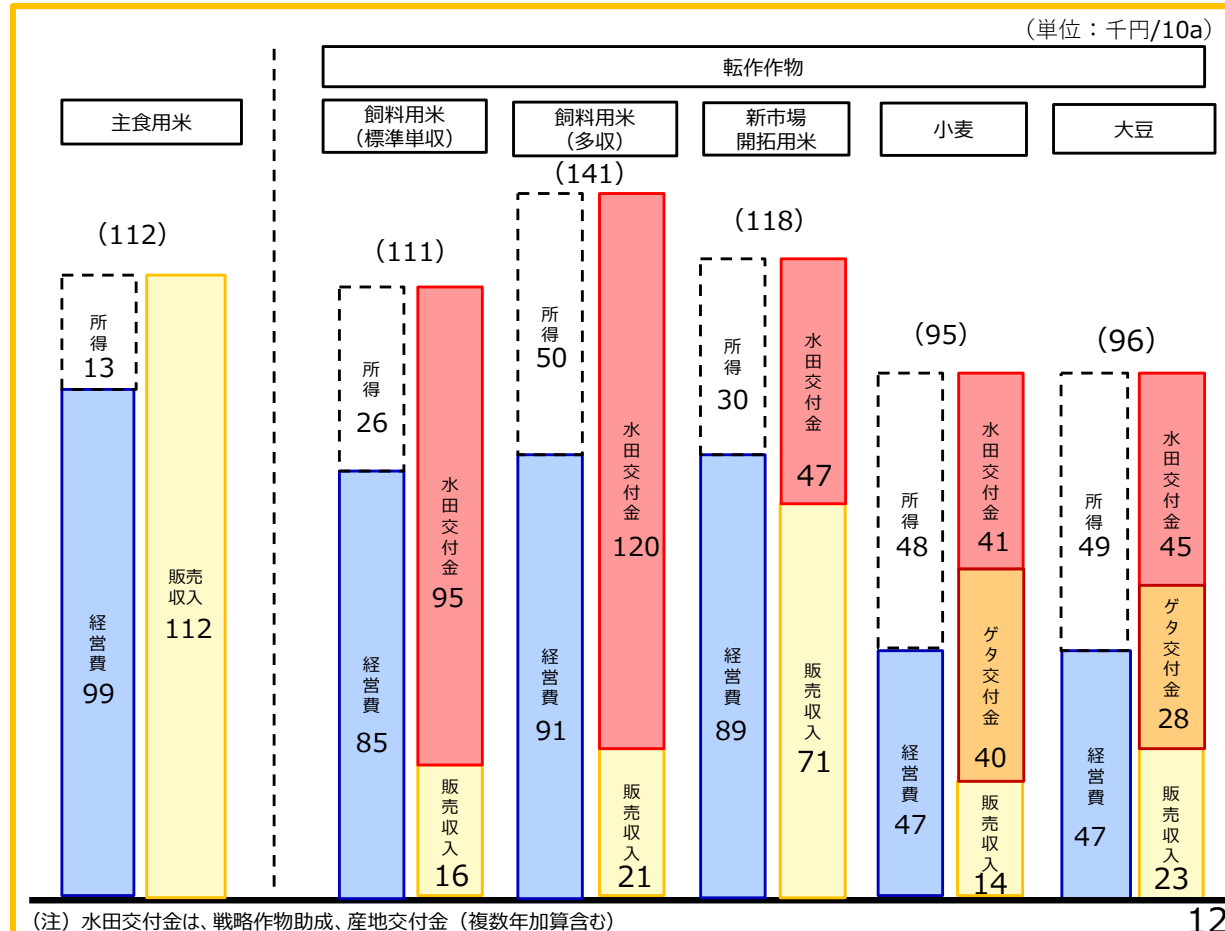
2. 地域ごとに単価を設定できる枠（産地交付金）

対象作物・取組内容	交付単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約 （令和2年・3年産の契約継続分）	0.6万円/10a

3. 高収益作物による畑地化等の支援

支援メニュー	交付単価
① 高収益作物定着促進支援	2万円(3万円*)/10a×5年間（②とセット） *加工・業務用野菜等の場合
② 高収益作物畑地化支援	17.5万円/10a （その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10a）
③ 子実用とうもろこし支援	1万円/10a

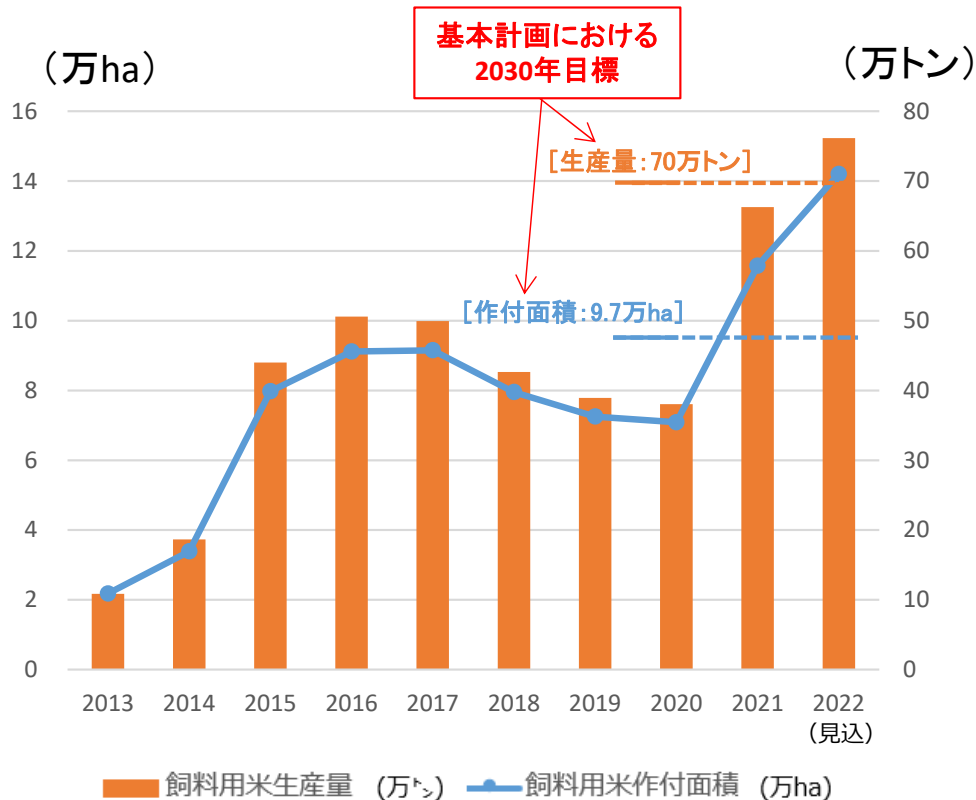
主食用米・転作作物の所得比較（令和4年度）



飼料用米をめぐる状況

- 「水田活用の直接支払交付金」の交付対象作物の作付けは、交付金単価等の影響により、飼料用米に偏重しており、作付面積・生産量ともに大幅に増加し、他の転作作物の需要を踏まえた食料・農業・農村基本計画の2030年目標を超過。
- 品種別では、近年、多収性の専用品種ではなく、主食用米の一般品種の割合が増加しており、**特に飼料用米については、単収の多い専用品種に交付金の配分を限定していき、主食用米と区分した生産を徹底していく必要。**

飼料用米の作付面積と生産量の推移



(注) 2022年産の生産量は、新規需要米取組計画の認定面積に基準単収を乗じて算出。

令和4年産の水田における作付状況

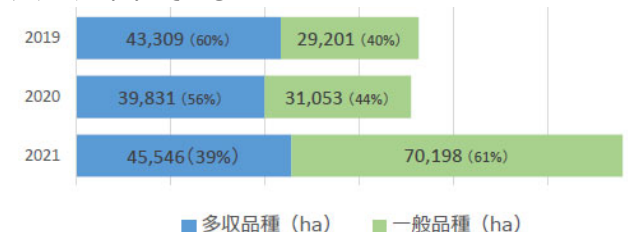
作物品種	転換面積 (万ha)						
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
加工用米	5.1	5.2	5.1	4.7	4.5	4.8	5.0
飼料用米	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6	14.2
W C S 用稲	4.1	4.3	4.3	4.2	4.3	4.4	4.8
米粉用米	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	0.8	0.8
新市場開拓用米	0.1	0.1	0.4	0.4	0.6	0.7	0.7
麦	9.9	9.8	9.7	9.7	9.8	10.2	10.6
大豆	8.9	9.0	8.8	8.6	8.5	8.5	8.9
その他	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	9.9

(参考)

主食用米	138.1	137.0	138.6	137.9	136.6	130.3	125.1
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

飼料用米の品種別の作付割合

令和3年産の飼料用米の作付面積について、一般品種が6割に達し、多収品種を大きく上回っている。



畑作物の本作化

- 水田経営の中での「転作」による低収益で補助金に依存する構造から脱却し、**耕地利用率を高め、野菜等のより収益性の高い作物に転換する必要**。あるいは、**国内で自給できていない小麦・大豆等の生産にシフトしていく必要**。
- そのためには、**水田作に比べ、畑作の方が、単収が多く、単収当たりの生産コストが低いこと等を踏まえ、水田における「転作」ではなく、畑地における「本作」を進めることが重要**。
- その際、**連作障害の影響も少なく、窒素の施肥量の抑制などに資することも踏まえ、国内需要のほとんどを輸入に依存している大豆とトウモロコシについて、米国のように畑地での輪作の推進を検討できないか**。

水田作に対する畑作の優位性

小麦・大豆は、畑作の方が水田作よりも、単収が多く、単位収量当たりの生産コストが低い。
トウモロコシ・野菜も同様の傾向と考えられる。

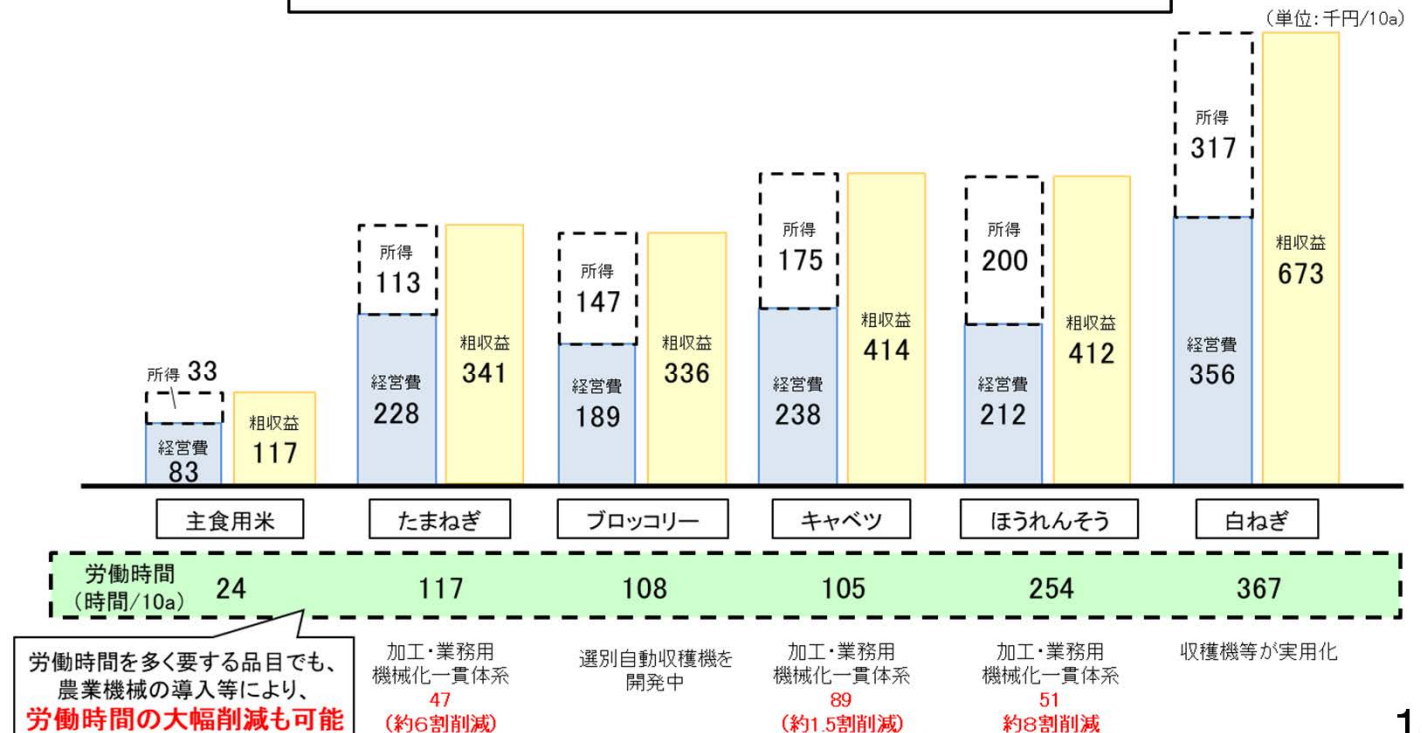
		単収 (kg/10a)	生産コスト (円/60kg)
小麦	田作	398	9,888
	畑作	561	7,325
大豆	田作	186	21,942
	畑作	245	15,883

(出所) 農林水産省「生産費統計(令和2年)」

耕地利用率と小麦の生産のピーク

耕地利用率：昭和36年138%、令和3年91%
小麦：昭和15年179万トン、令和3年110万トン

水田稲作からの野菜への転換の必要性



(出所)【主食用米】農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」(平成26年～平成30年)、【主食用米以外】農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)」(平成24年～平成30年)
【機械化一貫体系】「平成25年度ニュービジネス育成・強化支援事業」報告書、SPS関東地域農業研究・普及協議会「加工用ホウレンソウ機械化体系マニュアル」
(注1)主食用米の粗収益は、令和2年産の相対取引価格(令和2年11月時点の年産平均価格)及び年産収量を基に、販売促進経費、流通・保管経費として品代の5%、手数料として品代の3%(JA等への聞き取り)を控除して算出。
(注2)経営費及び主食用米以外の品目の粗収益は平成26年～平成30年の各統計の全国平均を基に作成(ブロッコリーのみ、平成24年～28年)。
(注3)作業別労働時間は、平成24年のデータを基に割合を算出し、農林水産省で推計。労働時間削減効果は、実証事例を基に農林水産省で推計。

畑地化に向けた基盤整備の推進

- 高収益作物の導入割合に応じた促進費、受益面積要件の緩和など、水田を畑地化するインセンティブ措置はあるものの、「水田活用の直接支払交付金」の対象外となることもあり、基盤整備事業の実績は僅少。
- 水田全体の約46%が汎用化されている一方、水田に作付されている転換作物としての畑作物等の割合は3割程度であり、汎用化された水田の約1/3は、本来の目的通り活用されていない可能性。
- **中長期的に減少傾向の主食用米の需要や、畑地化・汎用化のコスト比較なども踏まえ、必要に応じて畑地に転換するためのさらなるインセンティブ措置も検討し、今後も増えていく水田の転作面積（現在約50万ha）を極力畑地化し、農業の生産基盤を強化していく必要。**

水田の畑地化事業の実施状況（令和4年時点）

- 実施地区数：14地区
- 受益面積累計：242ha
- 事業額累計：約8億円（国費）

（出所）実績ベース（農林水産省）

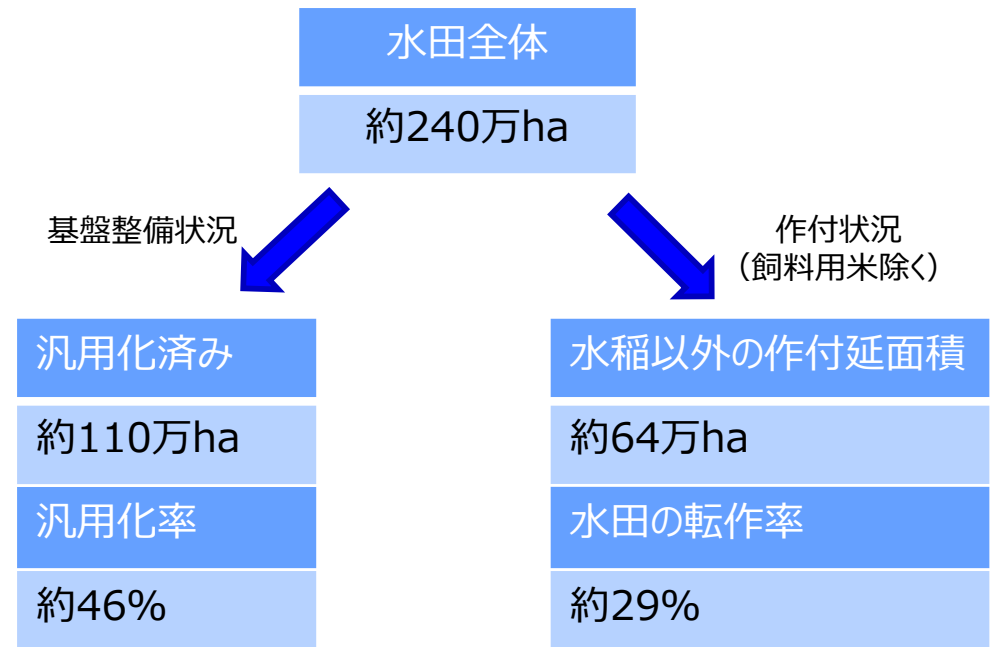
（注）上記畑地化には、水田の汎用化も含まれる。

畑地化・汎用化のコスト比較

- 同作物の転換作物の場合、水田よりも畑地のほうが、単収が多く、生産コストが低い
- 整備費は一概には判断できないものの、一般的には畑地化のほうが水利設備が小さくなるため、維持・管理、改修、長寿命化等は低コスト
- 「水田活用の直接支払交付金」の対象外となり、財政負担が軽減

汎用化：水田の排水機能を強化（暗渠排水等の導入）し、水稻と畑作物等でのローテーションによる営農を可能とする基盤整備
畑地化：水田の排水機能を強化したうえで、畦畔の除去等、畑地として固定的に使用するための基盤整備

水田の汎用化と作付の状況（令和3年時点）



（出所）農林水産省統計等から作成

【参考】稲作の生産・経営規模

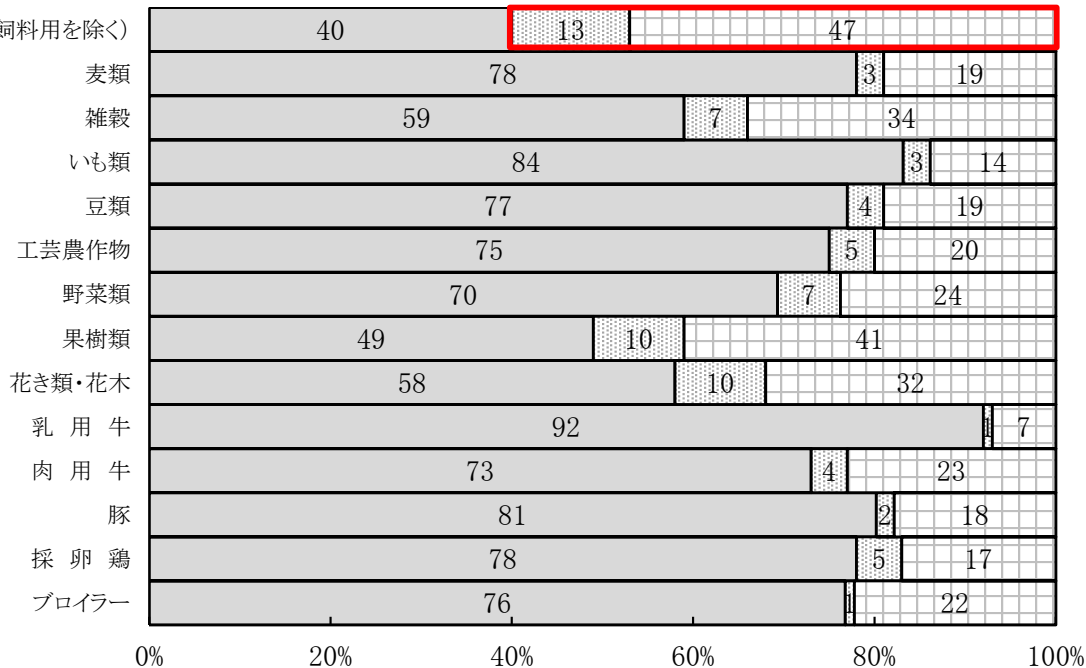
- ほとんどの品目で主業経営体の割合が高い一方、稲作については、農業所得が主で1年間に60日（月間平均5日）以上従事している65歳未満の世帯員がいる主業経営体による生産は約4割にとどまり、農外所得が主や高齢の非主業経営体による生産が中心を占める実態がうかがえる。
- 経営規模で見ても、畜産などで規模拡大が進展する一方、稲作については、規模拡大が進んでおらず、依然として小規模経営が多い。こうした水田経営が我が国の経営耕地面積の過半を占める状況。

品目別主副業別シェア

令和2年

□主業 □準主業 □副業的

稲（飼料用を除く）

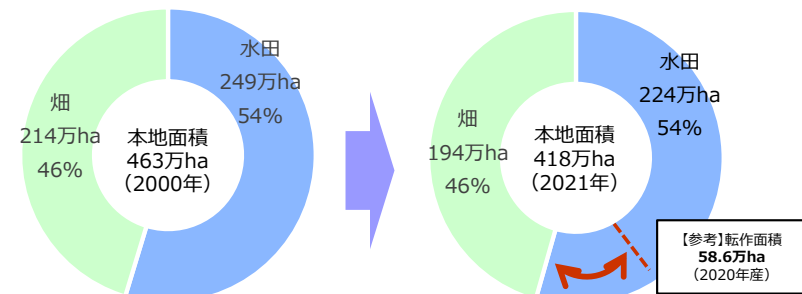


（出所）農林水産省「2020年農林業センサス」
 （注1）主副業別シェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合がある。
 （注2）ブロイラーは出荷羽数。

農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	27	令2	規模拡大率 (R2/S35)
経営耕地 (ha)	全国	...	...	...	...	1.56	1.68	1.86	2.19	2.54	3.05	1.95 (R2/H7)
	北海道	...	...	...	...	15.01	17.25	20.09	23.49	26.51	30.21	2.01 (R2/H7)
	都府県	...	...	...	...	1.18	1.25	1.35	1.59	1.82	2.15	1.83 (R2/H7)
経営 部門 別 (全 国)	水稲(ha) (1経営体当たり)	...	...	...	...	0.95	0.85	0.99	1.17	1.38	1.80	1.90 (R2/H7)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	77.5	93.9	47.0
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	45.8	58.2	48.5
	養豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	2,119.4	883.1 (H31/S35)
	採卵鶏(羽)	-	27.0	229.0	1037	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	66,883	2,477.1 (H31/S40)
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	61,400	68.8 (H31/S40)

我が国の本地面積における米の割合



（出所）農林水産省「作物統計調査」
 （注）「転作面積」は水田活用の直接支払交付金の対象作物の支払面積（2020年度）

【参考】農業者の構成

- 販売農家103万経営体のうち、農家所得の半分以上が農業所得で、1年間に60日（月間平均5日）以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体が主業経営体で23万経営体（販売農家のうち約2割、非主業経営体は約8割）。
- 基幹的農業従事者の高齢化が農業の抱える構造的問題としてとり上げられることが多いが、農外所得が主や高齢の非主業経営体における従事者が約半数含まれていることなどに留意する必要。

農業経営体の分類

**農家
175万戸**

経営耕地面積が10 a 以上又は過去 1 年間の農産物販売金額が15万円以上の世帯

**販売農家
103万経営体**

経営耕地面積が30 a 以上又は過去 1 年間の農産物販売金額が50万円以上の農家

**主業経営体
23万経営体**

農業所得が主で、調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

**準主業経営体
14万経営体**

農外所得が主で、調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

**副業的経営体
66万経営体**

調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

**自給的農家
72万戸**

経営耕地面積が30a未満かつ
過去 1 年間の農産物販売金額が50万円未満の農家

**農業従事者
249万人（平均62.3歳）**

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者

**基幹的農業従事者
136万人（平均67.8歳）**

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

52万人（平均59.8歳）

13万人（平均66.3歳）

71万人（平均73.9歳）

（出所）農林水産省「2020年農林業センサス」

（注）「主業経営体」「準主業経営体」「副業的経営体」は「個人経営体」の内数であり、定義上、販売農家に満たない経営体を含み得るが、便宜上、販売農家の内訳として整理している。

【参考】稲作の労働時間状況

4月 タネまき・間引きと畑の準備

5月 定植

6～8月 管理

9月 収穫・調整・貯蔵・出荷



営農類型別	年間労働時間 (a)	従事者数 (b)	1人当たり 年間労働時間 (a/b)	10a当たりの労働時間
稲作	656時間	3.3人	202時間 (約 25 日分)	24時間 (主食用米)
露地野菜作	3,736時間	4.3人	875時間 (約 109 日分)	105時間 (キャベツ)
畜産 (酪農)	6,570時間	4.4人	1,493時間 (約 187 日分)	—

(出所) 農林水産省「農業経営統計調査 令和2年営農類型別経営統計 (個人経営体)」

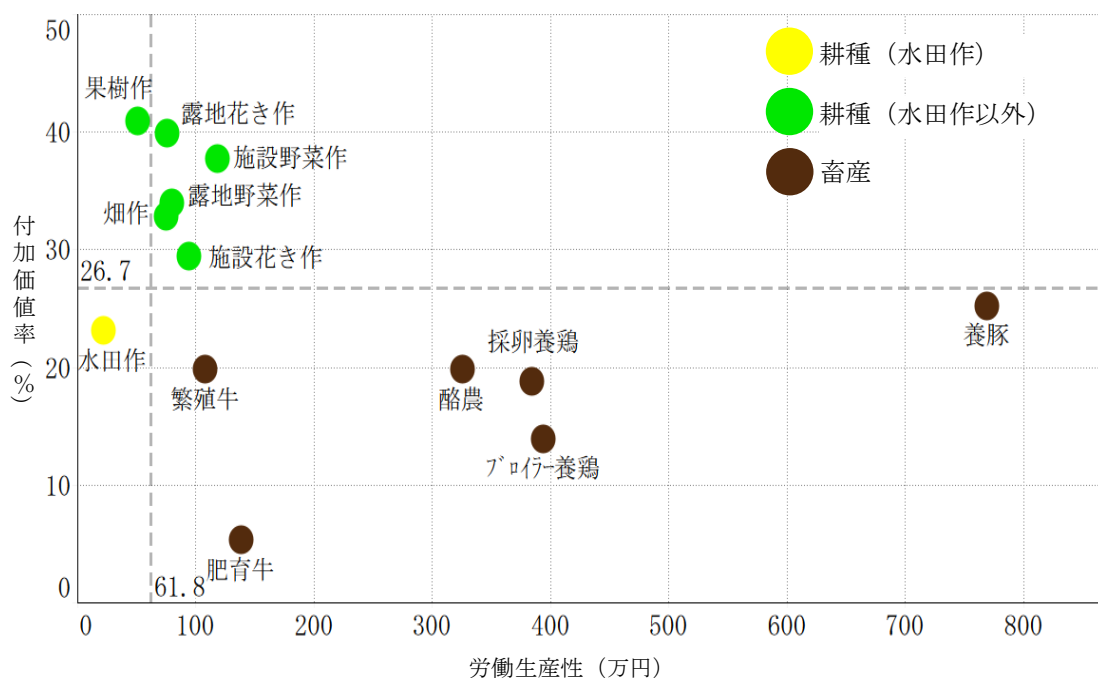
(注1) 営農類型別の「稲作」は稲作単一経営、「露地野菜作」は露地野菜作経営、「畜産 (酪農)」は酪農経営を表している。

(注2) 「労働時間」は自営農業労働時間。1人当たり労働時間のうち日数については、1日8時間労働として換算している。

【参考】 営農類型別所得

- 営農類型別に売上等に占める付加価値と労働生産性（1人当たり付加価値）を見ると、水田作については、付加価値率・労働生産性ともに他の品目よりも低い水準。
- 所得面で見ても、水田作経営については他の品目に比べ低い水準。特に農外所得が主で高齢の非主業経営体については、小規模で生産が行われていることがうかがえる。

営農類型別に見た付加価値率（令和2年）



（出所）農林水産省「農業経営統計調査 令和2年 営農類型別経営統計」（全農業経営体）

（注）労働生産性は、農業従事者1人当たり付加価値額である。

営農類型別に見た所得比較

単位：万円

区分	全農業経営体		個人経営体		主業経営体		法人経営体	
	事業所得	農業所得	事業所得	農業所得	事業所得	農業所得	事業所得	農業所得
全営農類型平均	162.3	123.6	148.7	117.5	423.0	415.6	610.6	323.4
水田作経営	37.8	17.9	30.4	12.6	277.9	278.5	514.3	374.2
畑作経営	212.9	171.9	215.9	187.3	444.2	441.6	103.9	△ 137.1
野菜作経営	350.4	272.6	369.7	288.9	476.0	467.6	△ 270.0	△ 234.0
果樹作経営	231.8	203.2	229.0	202.4	390.1	375.8	386.0	226.3
酪農経営	813.3	774.4	746.2	738.9	...	...	1,257.3	1,010.9
肥育牛経営	172.2	△ 213.4	130.0	121.9	...	...	331.2	△ 1,477.3
養豚経営	2,688.3	2,484.3	1,014.8	1,000.4	...	...	4,259.9	3,877.8

（出所）農林水産省「農業経営統計調査 令和2年 営農類型別経営統計」

（注）事業所得は、農業所得＋農業生産関連事業所得＋営業利益（農外）である。

1．食料安全保障について

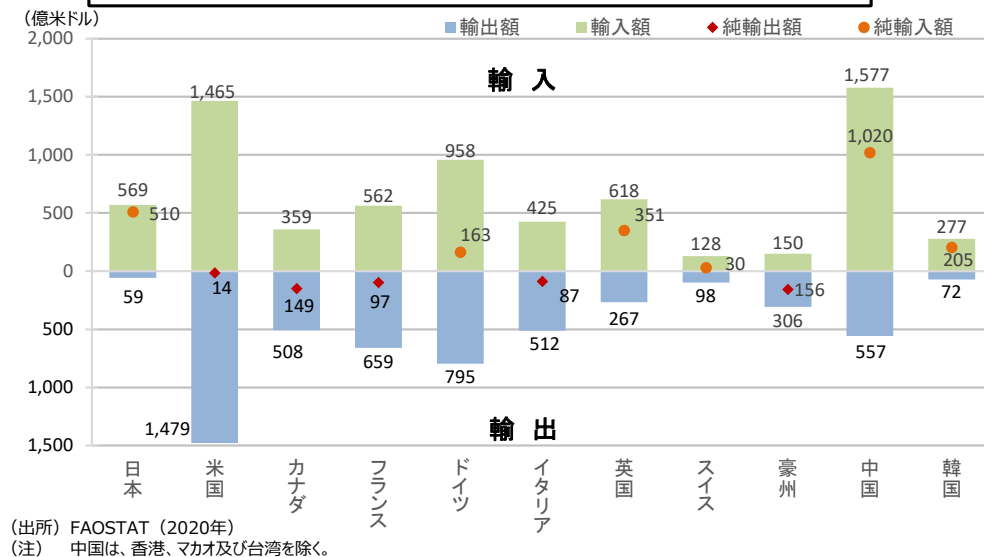
2．米政策の現状と課題

3．その他

農林水産物・食品の輸出について

- 「令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指す」中、**農林漁業者等に裨益する効果と予算の内容・規模を定量的に分析しながら、効果的・効率的に推進する必要。**
- 輸出される品目については、飲料・調味料の割合が高いが、**極力、マーケットインの発想で需要国に応じた生産の拡大を図りつつ、不測時の国内の食料需要を満たすことが可能な付加価値の高い加工食品・生鮮食品としての輸出が望ましい。**近年、アメリカ産米との価格差は縮まっており、米・パックご飯の輸出に期待。

世界の農産物の輸出入状況（令和2年）

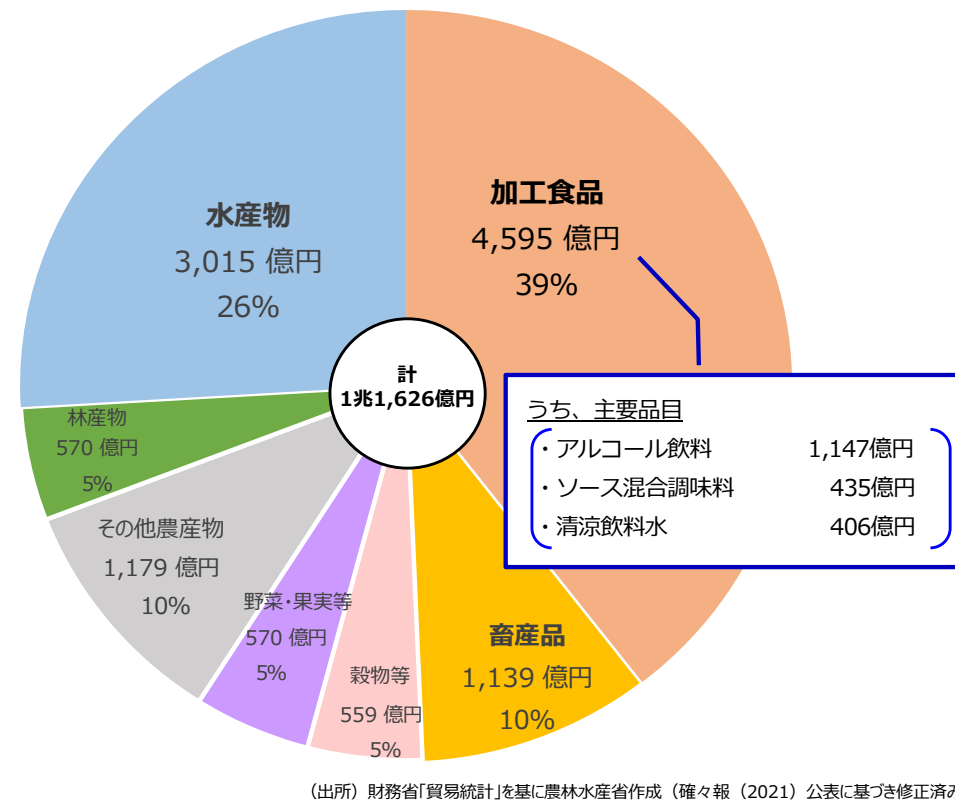


主要先進国の国内生産額に占める輸出割合

国名	生産額（農産物・食品製造業）	輸出額（農産物・加工食品）	輸出割合
アメリカ	12,335	1,442	12%
フランス	2,591	730	28%
イタリア	2,302	485	21%
イギリス	1,548	286	18%
オランダ	1,066	1,018	95%
日本	4,725	84	2%

(出所) FAOSTAT, 三井物産戦略研究所, Global Trade Atlas, 生産農業所得統計, 工業統計, 林業産出額, 漁業産出額, 農業・食料関連産業の経済計算
(注) 日本以外の諸外国の林業・漁業生産額については、比較可能な統計がないことから、生産額、輸出額とも含めていない。日本のみ農林水産物として算出。

農林水産物・食品輸出額（品目別）

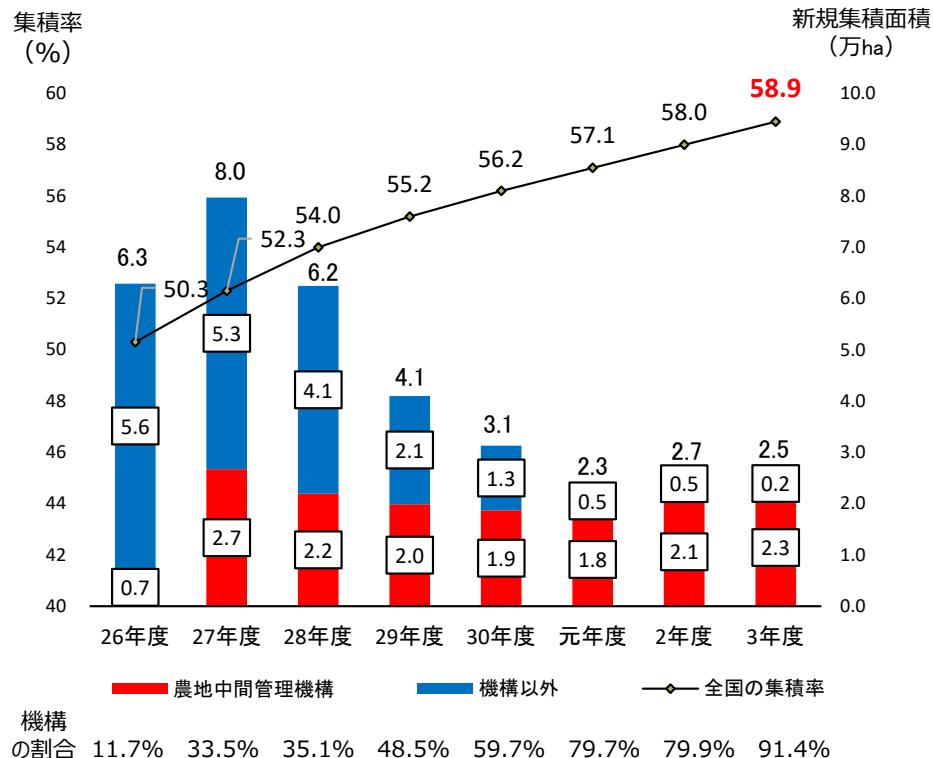


- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）（抄）
令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とすることを目指す。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）
2025年に2兆円、2030年5兆円とする新たな輸出額目標に向け、（後略）

農地の集積・集約について

- 「2023年に8割」との目標に対し、現状の農地集積率は約6割。また、1経営体当たりの耕地面積が増加（集積）しても、それらが分散し、まとまった形（集約）で所在しておらず、効率的な営農に限界。
- 本年5月の法改正により、「人・農地プラン」の策定が法定化され、農地の集約化に重点を置き、地域が将来目指すべき農地の効率的な利用の姿を明確化することとしているが、費用対効果を検証可能とするため、地域ごとに農地の集約化を定量的に把握できる指標を設定した上で、農地中間管理機構（農地バンク）の機構集積協力金（農地を借り受ける際に地域に交付）について、農地の集約化の状況に応じた交付を検討する必要。株式会社の一層の参入等も課題。（農地所有適格法人20,045のうち、株式会社の数8,068（令和3年）、一般法人の農業参入数（リース方式）3,867のうち、株式会社の数2,493（令和2年））

農地集積の実績（集積面積及び集積率）



農業経営基盤強化促進法等の改正

- 「人・農地プラン」を、市町村が策定する計画として法定化（令和5年度～令和6年度までに策定）。
- 市町村は、需要に応じた生産など地域農業の将来の姿について、地域の農業者や関係団体による話し合いを踏まえて「地域計画」を策定。
- 地域計画の中で、農地の集約化に重点を置いて、10年後に目指すべき農地の効率的かつ総合的な利用の姿を「目標地図」として明確化。
- 農地中間管理機構は、地域計画を踏まえ、分散している農地をまとめて借り受け、基盤整備等を通じて団地化して担い手に集約して転貸。

目標地図の作成イメージ

